

令和2年2月18日（火） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	古濱 薫
副委員長	住友 珠美	〃	小口 俊明
委員	石井 伸之	〃	藤江 竜三

○欠席委員

委員	稗田美菜子
----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	教育次長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	教育施設担当課長	古川 拓朗
教育長	是松 昭一	(兼) 政策経営部資産活用担当課長	
		市立学校給食センター所長	土方 勇
子ども家庭部長	松葉 篤		
施策推進担当課長	清水 周		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 令和元年 学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情
陳情第34号 (継続審査分)

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
令和元年 陳情第34号	学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情（継続審査分）	2.2.18 継 続 審 査

○【遠藤直弘委員長】 皆様、こんにちは。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

この際、御報告いたします。稗田美菜子委員より、欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 令和元年陳情第34号 学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情
(継続審査分)

○【遠藤直弘委員長】 陳情第34号学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情(継続審査分)を議題といたします。

ここで、陳情第34号について署名が追加されておりますので、局長より御報告いたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御報告申し上げます。陳情第34号につきまして、その後、賛成署名が561名追加され、外571名となりました。以上、御報告申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 署名の追加については、以上のとおりであります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 12月議会に本陳情は出されておりますけれども、見ますと、2点ある要望についても、教育委員会さんのほうでこの間検討されてきたことだと思います。まず教育委員会において、この間話し合いをされたのか、その内容も含めて伺いたいと思います。

○【古川教育施設担当課長】 まず、陳情事項の1つ目について、調理を切り離してどういった検討があるか、PFI方式において、調理事業者を参加させないで進めることができるかということについて検討してまいりましたので、その点について簡単に御報告をさせていただきます。

まず、複数の事業者になりますけれども、調理を外した形でPFI事業が成り立つかということに関して、ヒアリング等を行ってまいりました。そういった中でPFIのメリット、設計から建設、こういったところに調理事業者もかかわっていくというメリットが失われるため、入札など市からの公募に対して複数ヒアリングをした建設事業者等からは参加が難しいといった回答を得ております。

また、調理部門を委託せずに直営を維持した場合に、どういうふうになるかということも検討させていただきました。そうした場合、もともとPFI導入可能性調査で積算しておりました1.5億円に加えて、調理事業者のほうでは正社員を15名ほど、国立市の給食の場合では張りつけるということもヒアリングで伺っております。

それからもう1つは、こちらのほうで部屋割りを見た中で、部屋ごとに責任を持って指示をできるような形、人数がどれぐらいになるかということで見たと、12名ぐらいだというふうに考えております。

そういった12名から15名、さらに直営でやった場合は、正職員を増して配置をしなければいけないという状況の中で、金額的には6億円から9億円ほど、さらに費用を積み増した形でないと直営でやっていくことは難しいと検討の結果考えております。そういったところを市全体で考えますと、市民負担の増大につながっていくことになるかと考えております。検討状況については以上になります。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。PFI方式で進めるならば、調理部門を切り離した場

合の検討をされたということでございますよね。P F I 手法を用いた S P C（特別目的会社）の問題点として感じるところは、運営を民間に委ねるといったことですよ。これが今まで国立基準、これは保護者さんが一緒になってつくってきたシステムの質がしっかり守られるということが前提になければならないわけです。これがまず 1 点目です。

2 点目で、民営化によって、今おっしゃったように人件費であったり、また食材費を削ることにならないのか、その担保がきちんととれるのか、この点がまだ不透明であるかなと考えております。例えば今も古川課長のほうから御説明いただきましたけれども、例えば以前、12 月議会の陳情のところ、民間企業人件費として、現在は正職員 5 人のところ、民間委託では 15 人、各セクションごとに正社員さんを入れるということで、その際、お給料のことを聞きましたけれども、1 人頭 700 万円という換算をされておりました。その担保がきちんととれるようであれば市は要求水準書などに明記されていくのか、この点についてのお給料の担保はどうなっているのか、その 2 点伺いたいと思います。

○【土方市立学校給食センター所長】 それでは、1 点目を中心にお答えさせていただきたいと思います。

S P C によって調理が民間委託されて、国立基準というお話があったんですが、従前のとおり、仮に P F I 方式になったとしても、献立の素案を作成するのは市の栄養士でございます。これは変わりはありません。市の栄養士が素案をつくり、それを保護者参加のものの献立作成委員会において、保護者の方から御意見をいただき、あわせて調理員から実際に調理過程、時間が設備の関係でできるのかどうなのかもお話を聞いた上で、そこで献立が決定いたします。

決定した後は、その納入物資を決める物資選定委員会、こちらも従前のとおり、P F I になっても保護者を交えたところで、サンプルを用いて市の栄養士が説明をして、皆さんへの公開のもと、入札をさせていただくという形も変わりはありません。

また、調理の当日にも、民間事業者の方と市の栄養士がきっちり話をし、現場にも当然入って、納入物資の検査とか検温などもしていくつもりでございますので、調理部門が民間になったからといって、国立基準が守られないということはないかと考えております。

○【古川教育施設担当課長】 2 点目についてお答えをさせていただきます。御質疑の趣旨としては、民間事業者の正社員も市側の 750 万円と同等を担保できるかという御質疑かと思っておりますけれども、民間事業者の正社員の給与がどれぐらいになるかというのは、民間事業者と雇用される方々のところで決めていく部分が大きいかと考えております。

実際に 750 万円を市のほうでやってくださいという担保ができるかどうかというのは、これから検討というか、先ほど申し上げたように、基本的には民間事業者と従業員の方々の中で決めていくお話になるかと考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 課長、今おっしゃった 750 万円は、民間事業者のほうでお決めに natte いくということでしたけれども、この積算ですよ、直営になると幾らぐらいかというところでは、正社員が 15 名のところで 6 億円から 9 億円出していたことの 1 つの根拠としては、750 万円という金額だったと思うので、それはちゃんと担保しなきゃいけないんじゃないでしょうか。その点どうですか。

○【宮崎教育次長】 済みません。ちょっと数字の使い方、それが私どもと少し違うかなと思います。

基本的に国立市、他市も状況は同じですけども、財政健全化の取り組みを進めてくる中で、基本的には技能労務職員は、10 年ぐらい前からやっていますけれども、原則として新たな採用をしていかないと。例外はあるにしても、そういった考え方の中でやってまいりました。その前提、いろん

な考え方をベースに、国立市が直営でまずこの新たな給食センターを稼働していくときにはこういった人件費がかかるか、あるいはこういった体制でやっていけるかと、それは当然ルールごとを守った上ですから、実際に新たな給食センターができるときには、恐らくは現業職員は2名程度しか残らないだけども、計画をつくった段階では正職5名おりましたので、5名という前提で積算をいたしました。

ところが、これは民間と同じような安全度をしっかり高めて、安定的・継続的にやっていくためにはその人数では足りないだろうと、検討するに当たっては。その際には、人事政策を覆してでもどの程度採用すればいいか。そうすると、10名から12名程度新たに正職員を採用する必要があると。その分の人件費の差額をどう捉えるかということについて考えたときに、基本的には技能労務職の健全化の数値、年収ですとかさまざま福利厚生費も含めて、1人頭正職、現業職員については750万円程度というのがありますので、その数字をのせて、恐らく現状どおりでいけば、今でいうと嘱託員ですね、そういった給与と差額を換算したときに、どの程度さらに市民負担が増大するかというのを積算したというのが、750万円という数字でございます。

それから、先ほどの質疑で食材費のお話もありました。食材費については、今後、私どもが提案しているような形をとったとしても、まず現状と同じように、保護者が負担してくださる給食費を食材費に充てていくという前提がありますし、それをベースに市のほうで食材選定から献立作成していきますので、保護者の方々から集めた食材費を運営面に充てていくとか、そのために削られてしまうとか、そういったことは一切あり得ることではないというところは一応確認をさせていただきます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。その点については理解いたしました。

では、次の質疑です。SPCで運営といったところなんですけれども、例えば民間委託ということでは倒産ということはあるのかどうか。もし倒産といったところであれば、その場合はどうなるのか、このあたりに対してお考えございますか。

○【古川教育施設担当課長】 SPCの中で調理を行っていくことになりますけれども、基本的にはどうか、SPCは調理企業から分離した形の経営を行っていきます。ですので、SPC自体が倒産するということはありません。ただ、SPCから調理を請け負っている企業が倒産することは、可能性としてはございます。ただし、倒産した場合もSPC本体は残っておりますので、直ちに新しい調理企業を探すということになります。この辺は事業契約をしていく中でも、確認をした上で進めていくということになります。以上です。

○【住友珠美委員】 倒産するとかしないとか、もしした場合というのは、給食がスムーズに行われるという前提で大丈夫なんでしょうか。その点がちょっと心配なところなんですけれども、いかがですか。

○【古川教育施設担当課長】 今まで全国で、たしか60件以上PFIの給食事業はありますけれども、倒産しているという事例は全くございません。ほかの事例で申し上げますと、長野県だと思いますけれども、SPCは残っておりますが、業務を受託している企業が倒産したという事例はございます。ただし、その場合も直ちに、先ほど申し上げたのと同様に、新たな企業に参加をしていただいて、スムーズにといえますか、問題なく事業を継続しているということでございます。給食事業以外の事例になりますけれども、給食事業ではそういったことはございません。仮になったとしても、スムーズに引き継げる仕組みをきちんとつくった上で進めてまいります。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。

では、次の質疑です。今、センターで働く方の立場から質疑させていただきたいと思うんですけれども、今、パートさん含めまして市内の方、また保護者さんなどが従事されていると聞きましたが、今までは雇用者が国立市であったから、安心して働いてきて、今後も変わることなく安心して働き続けられるのかといった御不安、そして給食センターを市が運営することで、市内の雇用を直接生み出していた意義、これはすごく大きいと思っております。

もし、民間委託に踏み切ってしまうならば、今後も変わることのない安心して働き続けるための公契約条例をつくる必要も考えなければいけないのかと思うんですけれども、その点に対してはどのように考えていらっしゃいますか。

○【宮崎教育次長】 公契約条例に関しましては、教育委員会の給食センター云々だけではなくて、市としてどう考えていくかというところがありますので、きょうこの場での御答弁は差し控えさせていただきます。

それで現在、市で働いてくださっている方々、今後、私どもが提案しているような状況でやってく中で、どういう形になっていくかという御不安があるだろうということについては、既に給食センターのほうでヒアリング等を行う形で、さまざま課題を抽出して対応していくという考えを持っております。その中で、市内に在住で、給食センターで働いてくださっている方々は、現在、おおむね30%程度というところでございますので、7割方は既に市外の方がお手伝いくださっているという状況です。

それから勤務条件等、これはやはり不安があるかと思しますので、御本人等は今後も新たな給食センターでしっかり働いていきたいという希望があったときに、私どもは事業者を選定するに当たって、できる限りそういった身分移管を受けていただいて、それから勤務条件についても、どこまでの整理をするかは別ですけれども、基本的に現状の勤務条件を踏まえて、マイナス面がないように配慮していく。そういった条件づけをしていきたいと考えております。以上でございます。

○【住友珠美委員】 教育次長おっしゃるように、マイナスになってしまったり、急に首を切られてしまうと。30%といえど、市内の方が働いてくださっている、雇用をつくり出していっているところでありまして、そこら辺は丁寧に今やっていらっしゃる方と話をし、条件等々話をきちんと担保していただきたいと思うところです。

あと最後ですが、以前、一般質問で、ハザードマップ上は浸水想定区域ですけれども、その対策は打ってあるのかといった質問に対しまして市の回答では、給食センターは床が高くなっておって、浸水が0.5から1メートル程度であれば、床上浸水を免れる可能性はあるけれども、それ以上であれば浸水を防止することは難しいと考えている。万が一浸水した場合に、復旧が迅速に行えるような施設にするよう、事業者募集の際には求めていきたいという御回答がありました。

実際に予定地を見ますと、ほかの近隣の地域より少し低くなっております。業者任せでない対策、責任主体を行政としてきちんと立てていく必要を感じておりますけれども、このことについての検討はどのようになっておりますか。

○【古川教育施設担当課長】 御指摘いただいておりますように、今の用地は田んぼだったということもありまして、道路面より低い形になっております。当然、給食センターは車が乗り入れるということを前提につくっていきますので、まず、その道路面以上の高さにしていく必要があるかと考えております。

その上で、先ほどもお話しいただきました、基礎がもともと高いということもございまして、それ

から、事業者のほうに求めていきたいのは、重要な設備、例えばボイラーですとかキュービクル、こういったものは仮に浸水が起きた場合でも、水につからないような位置、対策を求めていきたいと考えております。以上になります。

○【藤江竜三委員】 質疑させていただきます。12月議会で継続審査となったんですけれども、先ほどちょっと質疑もあったんです。この間、何か教育委員会として取り組んだこと、例えば市民説明とかが足りないといった声もあったかと思うんですけれども、そういったことは取り組んだのか、またどの程度の参加者があったのか、もしあれば教えてください。

○【古川教育施設担当課長】 10月以降、小中学校の保護者、未就学児の保護者、こういったところを中心に御説明の機会を設けさせていただきました。開催としては今の時点で32回ほど、人数ではおよそ960人以上の方にお話を聞いていただいております。以上になります。

○【藤江竜三委員】 そこでの声とか、御意見とかあればお願いします。

○【古川教育施設担当課長】 まず、早く整備をしてもらいたいと。特にアレルギーをお持ちの方は切実な問題で、切実にそういったことを御希望されておりました。

それから、場所が変わっても配送は大丈夫でしょうかということですか、PFIでやった場合も費用を無理やり下げることにはなるべくしないほうがいいのではないか。こういったような形で、手前どもが考えていますやり方を前提とした御質疑をいただいたことと、反対の声はなく、基本的にはそういった形の御質問を中心にいただいております。以上になります。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。

それでは、内容をちょっと確認していきたいんですけれども、先ほど効果のところで、1.5億円にプラスして6億円から9億円ということではよろしいのでしょうか。それとも6億円から9億円出るのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 導入可能性調査当時の1.5億円に加えて、6億円から9億円ほどということになります。以上になります。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。かなり高い効果ですよね。それは総事業費と言っていいのでしょうか、それがどれくらいで、VFMというんですか、効果何%かというのがあるかと思うんですけれども、そのあたりざっくりとでもよろしいので、どれくらいの効果のパーセンテージになるのかお願いできますか。

○【古川教育施設担当課長】 PFI手法を用いた場合の15年間の総事業費は、おおむね52億円ほどとなっております。VFMはどれくらいかということになりますけれども、先ほどの9億円というところを加えて、簡単に暗算でパーセンテージを申し上げるならば、おおむね20%前後かなと思います。以上になります。

○【藤江竜三委員】 当初3.3%だったと思うんですけれども、考え直してみると相当大きな効果かと思えます。

それと、陳情者の方が偽装請負について心配していて、前回の委員会でも御答弁あったかと思うんですけれども、具体的にどういったことをやってしまうと偽装請負になるのかということはあるのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 民間事業者の調理員の方とのかかわりについてということかと思えます。府中市等、他市も視察してきた限りにおいては、個々の調理員とコミュニケーションをとったりですとか、調理の状況を聞くなどして、相談しながら調理を進めるということは問題がないのかなと

考えております。

また、内閣府ですとか厚生労働省の資料によりますと、給食の調理を進める中で、調理内容の変更といったことは、基本は責任者を通じて行うことになりますけれども、例えば従前の作業では調理員が対応できないということですか、調理の仕方がわからないといった場合、事業者の判断がきかない場合になるかと思えますけれども、こういった場合は個々の調理員に指示を行うことも可能であると考えております。

また、判例におきましても、恒常的でない限り、個々に指示があったとしても問題はないと示されております。

どういった行為が偽装請負に当たるかというところになりますけれども、判断の内容としましては、調理事業者が自分自身の業務として、独立して処理をしているかどうかということがポイントになるかと考えておりますけれども、具体的な例で申しますと、例えば調理を指示する際に、献立ごとの労働者数の特定とか、あなたはここで調理をなささいといった個々の調理員を指名しての作業の割りつけとか、事業者の判断がきかないことは偽装請負に当たる例として考えられるかと思えます。

市としまして、調理事業者の専門的な技術ですとか、経験に基づいて作業が行われるように、そういった運営をしていきたいと考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 それでは、私も質疑をさせていただきたいと思えます。前回12月の委員会がかかって、きょう継続をしているわけでありましてけれども、この間、我々委員会としても、また行政当局も慎重にこの課題に取り組んでいるということかと思っております。

その中で、先ほど他の委員が御質疑されていた災害時の対応のところ、私も関連で伺っておきたいんですけれども、といいますのはこれ陳情書の中の陳情趣旨のところにも心配の声の記述がありますので、確認をいたしたいと思うんです。この中には「災害時や変則的な事態が起こったとき、または新しい取り組みを始めようとするとき（高齢者の配食サービス、夏休みの学童の給食など）」、こういう事例を挙げられておりますけれども、その際に「国立市として迅速な対応ができない、あるいは全く対応できないことが心配」というお声であります。

この1つ大きな事例の中で災害時というわけでありましてけれども、災害のときの対応ということで先ほどお話がありましたけれども、設計段階から、これは水害対応のお話かと思えます。さらには、震災の対応もあるかもしれません。そのときに、多分インフラが発災時はとまると思うんです。そのときの対応というのは、どのように想定されているのか。そしてまた、インフラが復旧した時点における給食提供のあり方という意味では、災害後の対応ということでどのような考え方をしているのか、そこを教えてください。

○【古川教育施設担当課長】 御指摘いただいておりますとおり、給食センターでは電気、ガス、水道、大きなエネルギーを必要としております。そういったものが届かないと、炊き出し等の対応はできないということになるかと思えますので、インフラの復旧後ということになります。

まず、給食センターはインフラもそうなんですけれども、基本的には食材というのは備蓄がございませんので、食材を確保していくことが必要になると思えますが、例えば他市で行われているお話ですと、ほかの調理事業とか給食事業等を行っておりますので、そういった食品の物流センターなどから物資を搬入していただく協定を結んでいるところもございます。

そういったところも含めまして、インフラの復旧後に炊き出し等を想定した協定を事業者と結ぶとともに、災害発生後の対応についても、復旧計画などを定めた上で、事業者と協力してやっていくと

いうことを考えていきたいと思っております。以上です。

○【小口俊明委員】 今の御答弁はインフラが復旧した後の話ですか。確認です。

○【古川教育施設担当課長】 インフラ復旧後に対応していただけるような形の協定を、人手も含め、そういった形で考えていきたいと思っております。

○【小口俊明委員】 そうなりますと、これを直営で行った場合には、ほかのセンターから融通しながらということはちょっと想定しにくいんですけども、これはP F Iの場合は可能という捉え方ですか。

○【古川教育施設担当課長】 国立市以外の給食センターは、先ほど申しましたように、ほかの外食事業ですとかセントラルキッチン、さまざまなものを持っている事業者もいるかと思います。ですので、こういった事業者と今後契約していくかにもよりますけれども、そういった事業者の資源を活用させていただいて、災害対応していきたいと考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 わかりました。

それともう一点、先ほど関連で質疑したときのインフラが復旧する前の発災直後、まだインフラが整わないときに、市が考えている新給食センター構想の中では、そういった場合には何も手だてがないのか、あるいは一定の考え方を持っているのか確認をします。

○【古川教育施設担当課長】 災害復旧後に先ほど申し上げたような活用をしていきたいと考えておりますけれども、災害復旧前においても、例えば機器の点検ですとか、復旧後にスムーズに炊き出し等ができるような体制、こういったものは民間事業者もそうですし、市の職員も当然、調理場に入っていくことはできますので、そういった人間ですぐに対応できるような形を考えていきたいと思えます。

○【小口俊明委員】 私のイメージからすると、インフラが整う前、インフラがダウンしたその時点でも、他の地域にある物流センターから食材というのか、給食そのものを融通してもらおうようなことはできないのかと思うんですけども、震災の場合ですよ。でも、水害も同様の場合がありますよね。要するに災害に対して被害を受けてない系列の物流センターからさまざまな手だてを、国立市の市民のために提供いただくような協定というのは、可能性があるのではないかと私なんかは思うところなんですけれども、その辺の考え方は整理されていますか。

○【古川教育施設担当課長】 委員御指摘のように、災害を受けてない地域でも事業を展開している事業者であれば、そういったことを求めていくということも協定の中で一緒に考えていくことはできるかと思えます。以上です。

○【小口俊明委員】 わかりました。確認できました。

それでは、また別の観点からですけれども、これも他の委員が質疑されていた関連ですけれども、これまでの市民の皆さん、特に保護者への周知の話が、先ほど他の委員から質疑がありました。

このときに、前回の12月のときも御答弁あったのかもしれませんが、改めてちょっと確認をします。特に新しい給食センターは、令和5年稼働を目指していると聞いておりますから、きょう現在の未就学の皆さんの保護者に対しても、こういったものは情報提供、そしてまた御意見を聞いていく必要があると思うわけですけれども、その辺の取り組みはどうであったのかということ、及び先ほど答弁にあった、この間900人余りぐらいにお話をされたというのは、前回の12月議会でこの陳情を審議した後とそれ以前のものも合わせての数字ですか、そのように思ったんですけども、その確認です。

及びその説明会の中でどのような内容で説明をなさったのかということなんですけれども、例えば想定されるのは、給食センター建てかえの時期に来ているという、この状況の説明は当然あったろうと思いますし、またPFI方式のメリット・デメリット、これも今、PFIという方向で検討している中では必要だろうと思います。また、直営を維持する場合に想定される状況、このようなことも含めて説明をされたのではないかと思いますけれども、その他何かこういったものを説明したということがあれば伺いたいと思います。

○【古川教育施設担当課長】　さまざまな場面で、さまざまな御説明をさせていただいてきたということが、総括した御説明になるかと思います。

まず先に、時期からお話をさせていただきたいと思いますが、期日としては10月3日から現在に至るまで32回、今現在、御説明の機会を設けさせていただいております。説明会の機会を開いて、来てくださいという形もさせていただきましたし、どちらかというところから皆さんがお集まりになっているところへ出向かせていただいて、御説明をさせていただいた。そういった機会も設けさせていただきました。その中で、なるべくコンパクトにわかりやすく説明をしてほしいという御意見もありましたので、そういった形で御説明をさせていただいたところもございます。

また、A3のリーフレットを作成いたしまして、その説明だけではわかり切れなかった方々にも、そちらを配付して御説明をさせていただきました。また、こちら市内の小中学校や保育園、幼稚園を通じて、保護者の方にお配りをさせていただいて、おおむね6,000部を切るぐらいですか、こちらを配付させていただいております。また、リーフレットの中でも、読んでいただいて御意見もいただきやすいようにQRコードを埋め込んで、市のほうに直接メールで御質問とか御意見をいただけるような形もとらせていただいております。

そういった中で、またさらにお話も深く伺いたいという方がいらっしゃいましたら、時間をとって意見交換をできる機会も設けさせていただいて、取り組みを進めてまいりました。

こういったところが先ほど申し上げた、合わせて32回、960名ほどの方にお話をさせていただいたという形になっております。以上になります。

○【土方市立学校給食センター所長】　補足になるんですが、12月議会以降、給食センターと教育施設担当のほうで、小学校の新入生の保護者の説明会に直接赴きまして、リーフレットをお配りしております。こちらのリーフレットは、新しい給食センターについて、市が今どのように考えているのかというリーフレットでございまして、それを説明した後に、後日また、各学校を会場にした意見交換会がありますので、もし御興味とか御意見、御質問があるようでしたらお出かけくださいという御案内はしておるところでございます。

その中で交換会をする中では、皆様から大きくPFIを敬遠されるような御意見というのは今のところなかったところでございます。以上です。

○【小口俊明委員】　今の御答弁で、先ほど900人余りというお話は、12月の委員会よりも前、10月3日以降ということでの32回というお話だということを改めて確認いたしました。なおかつ、未就学の保護者の皆さんにもというお話の中では、保育園や幼稚園へ説明をしたということでもありますから、そういうことはできているという確認がとれたところでもあります。

その上で、先ほど聞いた給食センター建てかえの時期に来ていることの説明、PFI方式のメリット・デメリット、そしてまた直営を維持する場合の状況など、これも当然、説明の中ではしたという理解でよろしいですか。

○【土方市立学校給食センター所長】 保護者への説明会及び意見交換会の中では、整備事業方針を、御説明する中で、建てかえに至る経緯、今まで50年、第二給食センターは40年たって老朽化している建物の御説明、あと新しい給食センターになった場合の施設運営について、具体的な市で考える事業手法及び今後の検討課題やスケジュール等を御説明したところでございます。以上です。

○【小口俊明委員】 わかりました。それで今、保護者向けの説明の状況だったわけでありますけれども、それと同時に、学校給食センター運営審議会で、直接的に給食センター運営にかかわってくださっている方々への説明というのは当然あったかと思います。これまでも報告はあったかもしれませんが、改めてこの間どのような経過で説明されてきたのか伺います。

○【古川教育施設担当課長】 給食センターで行っております運営審議会のほうにも、都度御説明をさせていただいております。6月、7月、9月、11月、それから1月には府中市の給食センターにも視察にまいりました。そういった中で、委員の皆様から御意見ですとか御質問も多数受けている中でございます。

先ほどの保護者への説明と同様に、国立市の事業者選定にも保護者の意見を取り入れる形を考えてほしいですとか、国立市の給食のいいところを継承してほしい、それから市に寄り添えるような事業者を選定してほしいという意見もいただいております。基本的には大きな反対の声はなくて、先ほどの保護者の御説明と同じように、市の考えるような形を前提とした中で、意見ですとか御質問を多くいただいたと考えております。以上になります。

○【小口俊明委員】 それから、先ほど御答弁の中で、A3のリーフレットを配付しながら、情報提供に努めたというお話もありました。私も持っていますけれども、こういうものかと思っておりますけれども、これの中身を見る中でQアンドAという御紹介もありました。

3ページのクエスチョン1から始まって、4ページのクエスチョン10まであるんですけれども、これを見た人から、こういうところはどうかという話があったところを今お聞きして、確認をしたいんです。この中のQ6のところに保護者や学校と連携する仕組みはどうなりますかという設問、これに対してこの資料のアンサーのところでは、現在組織されている学校給食センター運営審議会や献立作成委員会など、保護者を初めとした市民や学校等と連携する仕組みについては、今後も現状のまま継続していきますとあります。

ですから、これまでの体制は継続するということを述べているんだと思うわけでありますけれども、その人の御意見では、例えば学校給食センター運営審議会や献立作成委員会などとなっています。加えて、現実に今、国立市の学校給食を支えている委員会の1つとして、先ほども答弁の中で具体例が出てまいりましたけれども、物資選定というものがある中でそれを明記しないということは、今後、国立市として、この物資選定という役割を手放すことを含んでいるのではないかという心配する声をいただいているところであります。

先ほどの答弁の中で、物資選定委員会も含めて継続ということもありましたけれども、私が今、確認をしたい角度の中で、もう一度改めて、これを今後どういう考えで進めていくつもりなのか、当局の考え方を伺いたいと思います。

○【土方市立学校給食センター所長】 この中に含まれております物資選定委員会、こちらは新しい給食センターになった場合にも、当然継続していきます。

なお、今お示しいただきました3ページの隣の2ページのオレンジ色の部分の一番左側になるんですが、そちらに献立作成委員会、学校給食センター運営審議会、物資選定委員会と書いてございます

が、こちらのものはしっかりと継続していくということになります。以上でございます。

○【古濱薫委員】 では、質疑いたします。今回の陳情書が継続になったことにより、議員も市も改めて給食事業についていろいろ考え、大変勉強になり、この委員会のメンバーで府中市に試食にも行き、実際に現場を見て、違う市の給食を食べ、また私は個別に福生市にも見に行ってみいました。それぞれの地域でいろんなやり方でやっているところを見て、大変勉強になりました。また、陳情者の方々には今、賛同者がふえていたこと、国立市の子供たちのことを思って賛同し、考えてくださっている方がいることを大変うれしく思いました。

質疑いたします。市が示しているPFI・SPC方式の場合、事業者選定等の中で要求水準書、こういうことをしてくださいという水準書がすごく大事になってくると思うのですが、その中でどういう水準書をつくるのか。向こうが上げてきたもの、例えばこういうことをうちではできます、こんなことをうちならこういうふうにつくりますよ、予算はこうですとか、そういったふうに向こうから上げてきたものの中から選んでいくような消極的なものではなくて、というのはちょっと調べたりしましたところ、5社も10社もたくさんある中から豊富に選べる状況ではないような話です。給食事業を行うというのはそんなにたくさんの事業者がいるわけではないようで、せいぜい5社、もしかしたら2社ですとか、そういった競争が起きないんじゃないかという状況も想定できるかと思います。

そうした中で、選べないような状況の中、どっちがいいかというような、質はどうか、保たれるのかという不安が起きます。そうした中で、市が給食事業をこういうふうに行いたい、国立市の子供たちにこんな給食を食べてもらって、こんなふう to 成長してもらって、こんな大人になってもらいたいと食を通じて子供たちの成長を願う、そのような姿勢が大事になってくると思うんです。そのためにこんな事業を行いたいから、事業者にはこういうことをしてほしいという、こちらからの積極的な姿勢が望まれるところだと思うのですが、そういったことが直営ではなく、市の言っているPFI・SPC方式にした場合、そういった要求ができるのか、できる人がいるのか、そういったところはどうか聞かせてください。

○【古川教育施設担当課長】 事業者を募集するに当たっては、給食の質もそうですし、食育も含めて市が今後行っていきたい内容については、示す必要があるかと思っております。ですので、こういった部分については、栄養士ですとか今の調理員、それから学校給食センター運営審議会の委員さんのさまざまな意見を聞きながら、国立市の給食はこういう給食を実現していきたいんだという部分はつくっていく必要があるかと思います。

また、事業者と今後、チームを組んでやっていくことが想定されますけれども、当然、事業者と日々打ち合わせを行うですとか、今後、契約等をしていく中でどういったことができるのか。他市でも食育ですとかメニュー、さまざまな取り組みを行っております。そういったところの御提案もいただく。それから、市としてもこういうことをやっていきたいんだということをきちんと事業者にお伝えをした中で、国立市の子供たちの給食のレベルがさらに上がるような形で、事業者と一緒にやっていきたいと考えております。以上です。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。やっていかれるつもりだという、今お言葉をいただきましたが、具体的なことをもう少し聞かせてもらえますか。

○【宮崎教育次長】 本来でしたら、令和5年度の2学期稼働を目指すに当たって、子どもは既に要求水準書の具体的な中身の検討に入っていたい時期に来てございます。しかしながら、ここでさまざまな心配な点等が提起されまして、本陳情についても継続審査という中で、具体的な要求水準書の中身

については、まだ検討が始められていないところでございます。

しかしながら、要求水準書については、国立市がまず示す最低限の基準でございます。その水準でどこまで高めていけるか、それによって事業者の参加がしっかり得られないという状況であっては、そういった条件づけはできませんけれども、先ほど他の委員の御質疑の中で国立基準という言葉がありましたよね。

つまり、これまで国立市は安全な給食で、できる限りおいしい給食、食材面でも、それから今、放射能測定等もやっております。それから、献立等をどうしていくか。それから、もっともっとやっていきたいのは、学校に出ていっての食育指導、栄養指導等も、今現在、体制など余りできてない部分もありますので、それは事業者にどういう部分を担ってもらって、その上で市の直接雇用している栄養士がそれにかかわっていけるか、そういったことを踏まえてしっかり検討して、要求水準書をつくっていききたい。それが最低基準になるわけですから、それに基づいて手を挙げてくださる事業者は、それを踏まえて、さらに自分のところはこういう提案もできますよというものをのせてきます。

そういった中で、国立市としてどこに重きを置いて事業者決定していくか、その選定の基準も教育委員会の中だけで決めるのではなくて、有識者ですとか保護者等も踏まえてどういう基準にしていきたいか、それもこれから検討していきたいところでございますので、きょう具体的にこの部分を大事にして、これを満たす事業者を優先していきますという言い方はできないんですが、これまで評価していただいている国立市の学校給食、これをしっかり今後も継続して安定的に行っていくために、どこが大切かをしっかり検証して考えていきたいと思っております。以上でございます。

○【古濱薫委員】 その具体的なことはこれからだということで、それができていくのかどうか、どこまでどんなことを盛り込んでいくのか具体的には聞けなかったもので、このまま直営方式ではなく、PFI・SPCで示してくださった方法でしてしまっているのか、判断がつきづらいかなというのは正直あります。

また、その中でセンターが新しい設備になったことで、調理ですとかできることが広がる、防災面でも期待できるものがある。そうした中で、こんな事業を展開していく。今、学校のほうに出向いていくとおっしゃいましたが、今はできていないことをやっていきたいという気持ちがおありだと。子供たちの食育のために、わからないですけども、例えば給食のお祭りのような、フェアのようなイベントとか、これまでは献立表のみぐらいしか配付はされてなかったと思いますが、もっと給食ってこんなだよってわかるようなリーフレットですとか、給食便りとか、給食を通じて豊かに成長できるような事業を行うことができるようになっていくのかなという期待はしますが、それを事業者と協力してやっていけるのか、その要求を水準書に入れてくれるのかどうか、まだ不安なところは残りました。

そして、小中学生に提供される給食ではありますが、これから小中学生だけではなくて、市が市民全体の食育をどのように考えるかということまでに及ぶと思っております。これから小学校に入れる小さなお子さんをお持ちの保護者さん、これから国立市にもしかしたら引っ越してこようかなとお考えのおうちの方々、こういった方々にとってもどんな学校があるのか、どんな給食をやっているんだろうというのはすごく関心事だと思います。そうしたら、せっかくいらっしゃる、せっかくと言ってはあれですが、小さなお子さんをお持ちの保護者さんたちが給食に期待できる部分というのはどんなことがあるか、子ども家庭部長に聞いてもよろしいでしょうか。

○【宮崎教育次長】 申しわけございません。今の御質疑の前提として、私が先ほど、今現在は栄養

士がしっかり学校に出向いていくといった食育がしっかりできておりませんと言いついてしまいました。が、済みません、例えばきょう小中学校ではイタリアン給食という、イタリアンシェフの方にお手伝いいただいて給食を提供しております。

その前段階で、第一小学校では第3時限目、4時限目において、6年生のあるクラスがシェフの方を招いて調理実習をやっております、そこに私どもの栄養士も出向いていって一緒にやっております。できる限りのことは今までもやっていこうという努力をしてきましたけれども、どうしても体制の中でやり切れない部分があったところでございます。そういったところも今後さらに強化していきたいという答弁でございましたので、そのように御理解ください。

○【松葉子ども家庭部長】 御質疑ありがとうございます。公立の保育園の例えでお話をさせていただくと、食育というのは非常に重要視をしています。それはただ単に食べるとか、そういうことではなくて、自分たちが口に入れる食材を実際に育ててみようとか、切ってみようという、いろんな多角的な方面から食育というのを学んでいくことを非常に大事にしております。

なので当然、これから年齢が上がって小学校に行くときには、直接食材に触れるですとか、学ぶという機会をつくっていただければと思いますし、これは当然、幼児教育をこれから推進していくに当たっては、さらに幼保小連携というのが非常に大事になってくるかと思えます。

その中で私どものほうでも、例えば、私立の幼稚園さんですとか、保育園の園長会等も含めた中で、どういうものを今後、食育ですとか、給食ということに期待をするのかという声を聞いていくことはこれからもできると思いますので、そのあたりは一緒になって考えていきたいと思っております。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。給食は今は小中学生が食べているのみですが、そこだけにとどまらず、小さな赤ちゃんから食べ終わった大人、保護者、高齢の方々まで、考えてみれば、いろいろな可能性がある事業だと思います。

そんな中で、市が民間業者を選定するというのは、本当にそこをしたいというのであればかなめなところなのかなと思います。今はまだ具体的なことが検討できていないということでしたが、それは注視していかなければならないし、またきちんと競争が起きるような仕組みにできるのか。具体的に何社ほどプロポーザルが出てきそうなのかわかっていますか。

○【古川教育施設担当課長】 具体的に何社、市の求めに対して、応札、応募してきてくれるかというのは今のところわかっておりません。ただ、多くの会社が興味を持って、国立市の給食事業に関して注視をしていただいているというところは、ヒアリングですとか、やりとりの中で伺っております。以上になります。

○【古濱薫委員】 わかりました。引き続き質疑を続けます。

保護者の関心ごととして、話にも出ていましたがアレルギー対応、これは大きな課題の1つだと思います。今、全く対応食はできていない国立市ですが、新センタースタート時において、民間業者であればアレルギー対応食をやっていた経験があると前に伺いましたが、もしも直営方式で行った場合、アレルギー対応食もやっていくというのは、前回の委員会ではたしか教育次長がしっかりおっしゃってくださいました。

私たちが視察に行った府中市の給食センターでは、アレルギー対応食の部分は直営の方式でやっているんだそうです。ただ、この形はその前の古いセンターのときから、体育館のような大きなセンターだったけれど、その一部分で、部屋が区切られていたわけでもないけれど、何とかどうにかこうにか頑張って、直営の職員さんたちがここはアレルギー食をつくる場所ということをやっていたとい

うことなんです。今回、新しいセンターになってからはがっちり部屋が別になって、まざらないような、危険がないような形で行えるようになった。しかし、体制としては直営を維持して、アレルギーの部分は行っていると聞きました。

もしも調理部門を切り離して、国立市も直営でこういったことができるのかどうか、そういった検討がされているかとか、可能性についてはどうお考えか聞かせてください。

○【古川教育施設担当課長】 民間事業者、経験のある事業者に任せるというところで、開設当初からスムーズなアレルギー食への対応が可能になっていくかと思います。

ただ、国立市直営で行う場合どのようなことになるかということになりますが、アレルギーは事故を起こすことは絶対にいけないことだと思います。ですので、市の職員でこういったことができるか、どのように検証していくか、こういうことをきちんと検討して、その上で調理の仕方等もきちんと学んだ上でやっていく。こういったことが必要になるかと思います。以上です。

○【古濱薫委員】 直営方式で市の職員で継続してやった場合でも、しっかりやっていけるかどうかという質疑はどうでしょうか。

○【宮崎教育次長】 新しい給食センターを整備した上では、アレルギー食対応の部屋をつくってというのを前提で考えておりますから、これはどういった運営形態であれ、私どもはやっていくことを考えております。

今、御質疑の中で、他の自治体等で私どものような給食センターという形の中で、一部アレルギー給食をやっているところは幾つかあります。ところが、実際お話を聞きますと、これは絶対的な自信を持ってやられているのではなくて、さまざまな要請の中でやるという判断をしてきたけれども、非常に不安がある。今まで事故が起きてないからいいというんじゃないくて、本来、私どもがこれから考えるときには、絶対に事故を起こさない体制でやっていかなければならない。そのためには、まず施設設備の問題と、それからその中で、部屋があれば誰でもしっかり事故なくできるということではありませんので、どのような体制でやっていくか、それは私どももしっかり考えなければなりませんけれども、当然、調理部分は民間委託という形であれば、よりスムーズにいけるだろうと。

私どもが直営でやるときには、それなりの体制をしっかり組んだ上でやりますので。一方で、先ほど私、人件費の部分で少し申し上げましたけれども、そういったところにどうしても市民負担ではね返ってくる部分はあるのかなと。ただ、それが市の選択あるいは市民の選択であれば、そういった形でやっていくということは考えるところでございます。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。今、差が6億円から9億円と、他の委員の質疑の中にもありました、はね上がる部分なんです、直営ではなく、そういった削減もできるし、6億円から9億円ざっくり浮くというか、ほかのことに使える部分が出てくる。そういった方式を選択した場合、6億円から9億円は何に使ったらいいか。これはそんな話、違うんじゃないかとお考えかもしれないけれども、その部分で栄養教諭を各校に配置できるとか、例えば国立市の給食のために地場野菜、有機野菜ですとか、ほかのことに使える、そういった子供たちのために使えるんだということをお考えなのか、その辺はいかがでしょうか。

○【是松教育長】 ちょっと問題を整理させていただきたいんですけども、6億円から9億円というのは、あえてこのPFI方式をやめにして、直営でそれなりのアレルギー食も含めた新しい給食センターの汚染地域・非汚染地域のエリアにおける新しい動線の中で、新しい器具を使って調理員が安全に給食をつくっていくということを考えたときに、PFI方式がいいというふう考えたわけです。

そのときの比較は、今現行の職員体制、今、実数は5名しかいないんですけれども、そのうち1名は再任用ですから、実質、正職員4名で、残り三十数名が臨時職員、あるいは嘱託員でやっているという体制の中で、新しい給食センターの、先ほど言った動線やアレルギー食の調理ができるかどうかということを考えたときに、これはなかなか難しいという中での比較なんです。

それで今、国立市が仮にそのままの人員体制でそれができるとなった場合には、新しく正規職員等を雇わなくて済むわけですから、今の価格のままでいけちゃうわけです。

それと比較したときに、SPCを使ったPFI方式の管理運営方式だと、それでも人件費的というか、総体の費用で、15年間で1億5,000万円は浮きますよと。でも、これは直営でやってほしいということになってくると、さっき言ったみたいに現行の人員体制では無理があるので、どうしても直営ということになれば、さらに十数名の正規職員を早目に雇用して、新たな給食体制での給食調理業務のノウハウをどこかで早目に覚えてもらって、それでその人たちがそういった熟練度を積んだ上で、新しい給食センターの切りかえ時に投入できるという体制を整えていかなければいけないとなると、さらに6億円から9億円、新たな出費がかかりますということであります。

もともと6億円、9億円が浮きますというのであれば、その6億円、9億円をどう使いましょうって考えられるんですけれども、新たに出費がふえるものについて、もし出費が要らなかったらどうするんだという議論は成り立たないんです。それは御理解いただきたいと思うんです。6億円、9億円が丸々効果額として想定させて……、今もかかっているものじゃないですから、新たにかかりますよという話をさせていただいているんです。

○【遠藤直弘委員長】そこは理解、大丈夫ですか。

○【古濱薫委員】それは大丈夫です。承知しました。担当課長にヒアリングした際に、ほかのことに使えたらいいのではないかと御意見もいただきまして、では、ぜひ子供たちのためにと私は考えたわけですが、そういうお話であれば今回は理解いたしました。

しかしながら、すごく大きなことだと思います。調理部門を直営ではなく、市の職員ではなく、民間業者を参入させて、ある程度理念とか考え方、やり方を持った企業です。何百人、何千人かわからないんですけれども、家族も抱えたそういった一企業に任せるということは、そちらの方針ががちりある、それに負けないぐらいの国立市が食ってこうだね、こうしていきたいという、業者に負けないぐらいのそれがないと、それは丸投げと見られてもおかしくないと思います。そんな強い食に対する考え、理念をしっかりと持っているのか、ここに尽きると思います。そういったところを市長か副市長か、一言最後をお願いしますか。

○【永見市長】もとより食というものは、人間が生きていく上の根幹のものだと思っております。

ただし、給食センターが全てその業務を担うということではないと考えております。これは保健センターが行っている業務において、例えば乳幼児の問題から始まりまして、そこにおけるミルクの問題から離乳食の問題から、それから健康づくりとしての食のあり方の問題、そして学校教育のプロセスにおける食育としてのかかわりの問題、全てにわたって、あるいは高齢者の問題も大きな課題があります。それを全て給食センターで担うということではないと思っております。

ただし、それをないがしろにしていけないかといったら、そんなことは全くないわけで、しかも給食センターというセンターで全てが担えるわけではなくて、ある意味では孤食を強いられている高齢者の食の問題、あるいは1人で食べざるを得ない子供の問題、貧困の問題、さまざま地域の中にあるわけですから、それらを食という視点で見たときには、これは給食センターが学校で果たす役割、学校給

食として、学校教育として果たす食の役割はありますけれども、もう一方では、それぞれのステージ、それぞれの地域において、どのようにそういう食が充足できるような場をつくっていくのか。例えば、学校をこれから建てかえていくときに、さまざま併設するし、学校の施設も使えるとなるとすれば、そこで孤食にならずに地域の高齢者も子供たちとともに食べてみる、あるいはそこに地域のボランティアの方が入って食を楽しんでいく、バランスのいい食事がとれるような環境をつくっていくということも当然求められてきます。そういう意味では、総体として食に真剣に取り組んでいく、これが今、求められていると思っております。

そういう意味では、健康づくり計画の総括の中で出てまいりますけれども、今までは栄養士の行動基準的な部分で食育の問題を取り扱っていました。そういう形での定めはしておりましたが、栄養士というのは別に給食センターだけじゃなくて、さまざまなところにおりますけれども、これを発展させて食育を、地場産業の問題、先ほどさまざま申し上げた、さまざまな角度から食の問題を取り扱う総合的な計画をつくって、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○【是松教育長】 済みません。補足で少し御説明をさせていただければと思います。質疑委員さんのほうでちょっと心配されている業者、いわゆるPFIの場合の業者委託において、食育がしっかりやれていけるのかという御心配だと思うんですけれども、食育に関しましては市が責任を持って今後もしっかりやっていきます。これは変わりありません。

したがって、そのために栄養士が残りますし、給食を市の理想の給食をやっていくために運営審も残しますし、献立も作成委員会で保護者の意見や、あるいは物資の選定においても保護者の目で物資を選んでもらう。栄養士はそれに基づいてしっかり食育計画を立てて、今度は市として、栄養士は献立作成、プラス食育の部門でももっともっと活躍する時間をつくってもらう。これを目的としております。

SFCなりPFIで行っていく業者は、それについてどれだけのサポートができるかということをお願いする中で求めていますけれども、あくまでそれは従です。主たる食育の運営は市がやりますので、それにどれだけのサポートや業者としてのいろんな提案ができるかというところが、食育に関しては要求水準後の業者を選ぶ1つポイントになるけれども、決してそれは業者に全て任せてどこまでやれるかということをお願いするものではなくて、我々が理想としている食育なり給食運営について、SFCがどれだけのサポートをしっかりとできるかということをお願いする中で求めています。ということで御理解願いたいと思います。

○【古濱薫委員】 市長と教育長ありがとうございました。市の給食に対する考え方、給食にとどまらず市民全て、小さな子から高齢者までの食に対して、その中で給食が何ができるのかという大きな俯瞰から、給食という1カ所の事業に対しての考えを聞くことができました。

また、教育長のこれまでの形は変わらない、市がそれはやっていくんだとおっしゃっていただきましたが、教育次長の最初の話から、栄養士が学校に出向いていたり、あとシェフとコラボレーションして給食を行ったりしているという、頑張っている部分は理解できますが、学校に実際に出向いていって、栄養教諭の配置がなく、また給食を担う担当の先生はいても、それがどれだけ機能しているのかですとか、給食の時間がどのよう個々の教室で行われているのか、担任任せになっていないか、子供たちがどんなふうに関心を持って食べているのかを見ると、そこは至っていないのかなと課題を多く感じます。

これまでどおり変わらないではなく、これまでよりもよくなっていかなきゃいけないわけで、これ

までの課題をきちんと捉えて、方式を変えることによってそれがさらに進むことを期待しますし、また事業者選定には、おっしゃるとおり、保護者の参加並びに子供の声の吸い上げ、これを強く希望します。保護者は加えていくというお話がありましたが、子供の声の吸い上げについて聞かせてください。

○【古川教育施設担当課長】 今の時点で、要求水準書ですとか事業者の募集において、具体的にこういう形でいうところをまだ申し上げられる段階にはないんですけれども、例えば運審の方ですとか、そういったようなまず保護者の声を届けるような形、事業者選定の際にもそういうことができるかどうか、これも検討してまいりたいと思います。

それから子供たちの声、これも以前の委員会でそういった御意見もいただきました。実際にどういう形でやっていくのが子供たちの声を一番反映することができるかということも、担当として検討している段階にあります。1つアンケートというやり方もあるでしょうし、あとは先ほど教育次長も申し上げました、学校へ出向いていく中で食育事業を展開する。その中で得られた声ですとか意見を持って帰って、事業者を選定、もしくは事業者が決まった後であっても事業者と市が調理をしていくところに生かしていく。こういうことも考えられるかと思います。

ですので、こういった形でいうことは確定的に申し上げられませんが、子供たちの声を生かして、それ給食へ展開していく、食育にも展開していく。こういったことを考えていきたいと思います。以上です。

○【石井伸之委員】 では、端的に何点か質疑をさせていただきます。2月7日、府中市における給食センターへの視察をさせていただきました。その際にはいろいろ手配をいただき、ありがとうございました。

特に委託をされている小学校の調理部分、こちらを見る中で非常に参考になった部分が多々あったかと思います。ピンク色の服を着た市の職員である栄養士の方と、委託をしている民間企業の調理師の方、この方々が非常に丁寧に何度も意見交換をして、やりとりをしていた姿を見ました。このように国立市の新しい給食センターでも、市職員の栄養士とPFIで来られた調理師の方々が、適切に意見交換、やりとりを密接に行っていく、そういった場面というのは同様に想定されていますでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 基本的な形は、府中市さんで行っている形と全く同じと考えていただいて結構かと思います。国立市でも、事前の打ち合わせもそうですし、現場の打ち合わせを通じて、きちんと調理員と意思疎通をしていきたいと考えております。以上です。

○【石井伸之委員】 安心いたしました。府中市さんで行われているあの型式、特に市職員の栄養士の方々が温度をはかり、そして味見をして、それを全部の釜に対して本当に丁寧に、もう目まぐるしく動き回っている姿は非常に頼もしくも思えましたが、非常に頼りになる、安心したという思いがありました。ぜひそういった部分につきましては、府中市さんを見習っていただきますようお願いをいたします。

そして、PFI方式で行われる給食センターにつきまして、市直営の職員は今、栄養士の方が残るという話がありました。それ以外の市職員で残る方はいるのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 まず、事務職員につきましては、給食費の徴収等もございますので、残る形になるかと思います。その他の調理員ですとか事務職員については、今のところ決まったところはございません。以上です。

○【石井伸之委員】 適切な……。

○【遠藤直弘委員長】 もう一度しますか。

○【古川教育施設担当課長】 加えて、センターの所長ですとか管理を担当する部分は当然残る形になります。失礼いたしました。

○【石井伸之委員】 トップの人材がありましたね。わかりました、適切な事務執行のためにこの体制は非常に重要だと思いますので、そのあたりは堅持をしていただきますようお願いいたします。

先ほど小口委員の質疑の中で災害後の復旧計画、こちらについてもう少し詳しく情報があれば御答弁いただけますでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 災害時の復旧計画についてですけれども、災害時、炊き出しをするときに人材を派遣していただいて調理をすること、こういったことがスムーズにいくような、BCPというんでしょうか、そういった復旧計画を事業者と具体的に検討していくことになるかと考えております。中身につきましては事業者とやりとりする中で決めていくことになろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げたように、事業者がほかで持っている資源を活用できるような形で行っていきたいと考えます。

○【石井伸之委員】 災害時、確かにできればすぐ使いたいという部分がある一方で、安全面に対する最大の配慮、特にもし仮に床下浸水・床上浸水、そういった形で給食センターに汚物であったり、泥であったり、こういったものが入ってきた状況で、そこから復旧していくということを考えると、殺菌であったり、消毒であったり、安全性、そのところに最大限配慮しなくてはいけないという部分、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 給食センターで提供する給食について、安全というものが第一になるかと考えております。ですので、まず安全に加えて、迅速に復旧できるような形、マニュアルといいますか、そういった復旧をするための手順を示したものも作成して、検討していく必要があるかと感じております。以上です。

○【石井伸之委員】 そのあたりはPFIの業者さんと中身をこれから詰めていくといった状況というところでよろしいでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 おっしゃるとおりでございます。

○【遠藤直弘委員長】 なければ質疑を打ち切ります。石井委員。

○【石井伸之委員】 今、るる各委員からの質疑がございました。そういった中で、PFI方式ということで進める方向へ徐々に理解が進んでいる部分は、私も十分感じる次第ですが、さらにいま一歩しっかりと慎重に検討する部分があると考え、本陳情は継続審査にすべきと考えております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ただいま陳情第34号につきまして、継続審査を求める意見があります。

この際、継続審査についてお諮りをいたします。本陳情を継続審査とすることに賛成する方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員。よって、本陳情は継続審査とすることに決しました。



○【遠藤直弘委員長】 以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これをもって総務文教委員会を散会といたします。お疲れさまでした。

午後2時16分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年2月18日

総務文教委員長

遠藤直弘